

答 申 第 5 9 号
令和元年12月26日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹 本 真 紀

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和元年9月5日付け青公委第70号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

指定射撃場指定申請書の記載事項変更届等に係る一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

別 紙

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和元年6月14日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「青森県内における射場の一覧、住所、管理者、面積、設置許可申請、許可書、運営内容、更新内容、平成29年から平成30年度の実績報告、経営内容」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

- (1) 実施機関は、本件開示請求に対して、条例第11条第5項の規定により開示決定等の通知期間の延長を決定し、令和元年6月27日、審査請求人に通知した。
- (2) 実施機関は、本件開示請求の対象として、指定射撃場の「記載事項変更届（別記様式第3号）」を特定した上で、条例第7条第3号及び第4号に該当するとして、条例第11条第1項の規定により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年7月25日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年8月9日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件処分について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行っ

た。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

記載事項変更届（別記様式第3号）の添付書類である身分証明書及び住民票の「発行元市町村長及びその印影、市町村のシンボルマーク」が記録された部分（以下「本件情報」という。）について開示することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

実施機関は本件情報を開示しない理由として「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」としている。

しかし、本件情報を開示しても、番地まで開示されなければ、「特定の個人を識別することができるもの」とならないのではないか。

よって、本件処分は不当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求の対象となった行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、「指定射撃場の指定に関する内閣府令」に基づき都道府県公安委員会が指定する射撃場に関係する文書である。指定射撃場の申請者は、指定通知書の記載事項に変更を生じた場合は、記載事項変更届を速やかに提出することとされている。

2 条例第7条第3号の該当性について

個人の権利利益を最大限に保護するため、明らかに個人に関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別することができるものは一切不開示とすることを原則としている。

個人が射撃場の管理者であるという情報は、条例第7条第3号に規定する個人に関する情報である。本件情報は、それ自体、公となっている情報であるが、これを開示することで、個人の住所や本籍地を定めた市町村が判明し、特定の個人を識別できるおそれがあり、同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

(1) 条例の基本的な考え方

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

(2) 判断の対象範囲

審査請求人は、審査請求書において、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち、本件情報について開示することを求めている。したがって、本件情報以外の部分について開示することを求めているから、当該部分については、当審査会の判断の対象としないものである。

2 本件情報を不開示とした理由について

実施機関が本件情報を不開示とした理由は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例第7条第3号ただし書イ、

ロ及びハのいずれにも該当しないというものである。

3 条例第7条第3号該当性について

以下、本件情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号本文の趣旨

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図書、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

(2) 条例第7条第3号該当性

ア 本件処分においては、身分証明書及び住民票に記載された射撃場の管理者の氏名は開示されているので、本件情報は、「個人に関する情報」であり、当該氏名と照合することにより、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

よって、本件情報は、条例第7条第3号本文に該当する。

イ また、本件情報は、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと認められる。

よって、本件情報は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

ウ 以上から、本件情報は、条例第7条第3号に該当する。

4 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当するので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 9 月 5 日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和元年 9 月 13 日	・ 諮問実施機関からの弁明書を受理した。
令和元年 11 月 15 日 (第 105 回審査会)	・ 審査を行った。
令和元年 12 月 20 日 (第 106 回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

令和元年12月26日現在